

「第 3 次環境基本計画の改定」及び「第 4 次地球温暖化対策推進  
実行計画(事務事業編)の策定」における追加審議について

1. これまでの審議経緯

国の地球温暖化対策計画の改定(令和3年10月22日閣議決定)を受け、「第3次環境基本計画の改定」及び「第4次地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)の策定」のため審議。

最終答申案は、兵庫県地球温暖化対策推進計画のCO<sub>2</sub>削減目標との整合を図る必要があることから、同計画の改定(令和4年4月)以降としている。

令和 3 年 11 月 17 日：令和 3 年度第 1 回伊丹市環境保全推進会議(幹事会)

令和 3 年 11 月 24 日：第 5 回伊丹市環境審議会(諮問)

令和 3 年 12 月 7 日：令和 3 年度第 2 回伊丹市環境保全推進会議(幹事会)

令和 3 年 12 月 14 日：第 6 回伊丹市環境審議会(答申案審議)

2. 追加審議事項

全国的に地球温暖化対策への取組が活発化し、本市においても、市の取組と併せて、市民・事業者等に対する取組と一体的な推進が求められている。



その流れを受けて

【追加審議の内容】

①市域の CO<sub>2</sub> 削減目標の設定

②市事務事業での CO<sub>2</sub> 削減目標の再設定

※追加審議事項の詳細については資料 2 - 2, 2 - 3 を参照。